

令和8年度 向日市立西ノ岡中学校いじめ防止基本方針

基本理念

本校では、いじめという言葉にこだわることなく、思春期の生徒たちには絶えず不安定な人間関係が横たわっていることを前提に、すべての生徒の精神的な苦痛を取り除き、その心身の健全な成長および人格の形成に向けて全力を尽くしていく。また、すべての生徒がいじめ問題への理解を深め、いじめを行わないことはもとより、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの起こらない学級づくり、学校づくりのための基本方針を策定する。

いじめの防止

【生徒において】

生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒のいじめを放置してはならない。

【学校および教職員において】

教職員は、生徒の人間関係に絶えず注意を払い、精神的な苦痛を感じている生徒や日常生活に困り感を抱いている生徒を見過ごしてはならない。

また、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むことはもとより、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発と拡大の防止に全力を尽くす。

いじめ対策委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生指主任、養護教諭、スクールカウンセラー

【活動】

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事象に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること

【開催】

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

いじめの未然防止

1 いじめを防止するために、学級づくりと相互につながる学年・学校運営を推進する。

- ① 自己有用感を高めるための学校教育活動の充実
- ② 対人関係形成能力と組織形成能力をはぐくむ学級づくりの推進
- ③ 学級づくりの基盤となる生徒指導・教育相談実践力の向上

2 いじめを防止するために、コミュニケーション型・アウトプット型を重視した授業づくりを推進する。

- ① コミュニケーション型（話し合い活動）・アウトプット型（書くこと・話すこと）を重視し、言葉で自分の気持ちや考えを表現できる授業づくりの推進
- ② 個の特性を踏まえた適切な支援のある学習環境づくりの推進
- ③ 豊かな情操と道徳心をはぐくむための読書活動の充実

3 いじめを防止するために、家庭および地域との連携を推進する。

- ① 子育てにおける課題の共有化を基盤にした家庭とのつながりの深化
- ② 子どもを守り、育てるための地域社会や保護者、校区小学校との連携の深化

いじめの早期発見のための手立て

1 いじめに対する認識の確認

いじめは大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識する。そのため、いち早く生徒の変化に気付くための感性を持ち、早期発見できる生徒指導体制の充実を図るとともに、授業や学級経営等の日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える教職員間の環境を作る。

2 いじめの生じない学級づくりPDCA実践

職員会議ごとに、前月の実践を振り返るとともに、翌月の学級づくり実践課題を明確にし、学級担任や学年の実践の方向を統一しつつ、生徒の対人関係形成能力を鍛える学級づくりを推進していく。

- ① 人権教育の充実
- ② 人権課題に応じた理解教育の充実

3 いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、本校すべての生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（5月、10月、2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査（5月、10月、2月）
- ③ いじめチェックシートの作成、チェック
- ④ 普段の生徒の様子チェック、個人ノートや生活ノートでの実態把握

4 いじめ相談体制

生徒や保護者が、気軽にいじめに関する相談を行うことができるよう、相談体制を整備する。

- ① 定期的な学年、保健室、および生徒指導部の情報交流
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ 電話相談窓口等についての情報の周知

5 インターネットを介して行われるいじめへの対応

生徒や保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行わ

れるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

いじめ事象への対応

- 1 いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、その情報を適切に記録しておく。
- 2 いじめの事実を把握した場合は、一刻も早くいじめを止め、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。同時に、校内のいじめ対策委員会に対して、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- 4 いじめ事象の関係者間におけるトラブルを生じさせないように、そのいじめ事象に関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 5 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- 6 好意から行った行為が意図せずに関与者に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、相手を傷つけたが、両者合意のもと謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においても、校内のいじめ対策委員会に報告する。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件を満たしていること。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（止んでいる状態の期間は3か月を目安）
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

さらに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、関係生徒については、日常的に注意深く観察を行い、心のケアや指導を継続的に行う。

関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - ・本校 PTA、学校運営協議会との連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進

警察、京都府家庭支援総合センター、向日市子ども家庭課等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、向日市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。